

相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

相模原市長 加山俊夫

相模原市条例第66号

相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

相模原市準用河川占用料徴収条例(平成11年相模原市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条中「者」の次に「(以下「占有者」という。)」を加える。

第3条中「に掲げる」を「金額の欄に定める」に、「その金額」を「その額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、流水等の占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における流水等の占有の期間等を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)の合計額とする。

第5条を次のように改める。

(占有の期間等の端数計算)

第5条 各年度において、流水の占有の期間に1年未満の端数があるときは流水占用料を月割りとし、なお1月未満の端数があるときは1月として計算する。

2 各年度において、土地占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

3 水量、表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの水量、面積若しくは長さに0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全水量、全面積若しくは全長又はその端数の水量、面積若しくは長さを切り捨てて計算するもの

とする。

第7条中「流水等の占用」を「流水占用料等に係る占用物件」に改め、同条第3号中「鉄道事業法」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法」に、「応じ旅客又は物品を運送するものに係るもの」を「応ずるものの用に供する施設」に改め、同条第5号及び第6号中「に係るもの」を削る。

別表中「0.1立方メートル」を「0.01立方メートル」に、「494,970円」を「49,497円」に、「1平方メートルにつき1年」を「1平方メートルにつき1月」に、「300円」を「34円」に、「600円」を「68円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた占用に係る流水占用料等の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に占用の許可を受け、施行日の前日以後に当該占用の許可の期間が満了する土地の占用(当該土地の占用につき、土地を占有する物件がある場合にあっては、当該土地を占有する物件)(以下「既占用等」という。)について、当該許可の期間の満了後に継続して占用の許可を受ける場合における当該継続して占用の許可を受ける日以後の既占用等に係る各年度の土地占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、別表区分の欄に定める区分ごとに改正後の第3条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間と徴収年度の前年度の占用の期間が異なる場合は、徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の相模原市準用河川占用料徴収条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。